

大 気 関 係

○大気の汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日環境庁告示第25号 最終改正 平成30年11月19日環境省告示第100号)

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外線分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電たびん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られる自動測定機による方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
備考	1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。									

○大気中炭化水素濃度の指針 (昭和51年8月17日環大企第220号)

物質	濃度の指針
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmC（炭素量への換算値）までの範囲またはそれ以下であること。

○有害大気汚染物質等の指針値

物質	指針値	備考
アクリロニトリル	年平均値 2μg/m ³ 以下	平成15年9月30日 環管総発第030930004号
塩化ビニルモノマー	年平均値 10μg/m ³ 以下	
水銀	年平均値 0.04μg Hg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025μg Ni/m ³ 以下	平成18年12月20日 環水大総発第061220001号
クロロホルム	年平均値 18μg/m ³ 以下	
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6μg/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5μg/m ³ 以下	平成22年10月15日 環水大総発第101015002号 ^{※1} 、環水大総発第101015004号 ^{※1}
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6ng As/m ³ 以下	
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 0.14μg Mn/m ³ 以下	平成26年5月1日 環水大総発第1405011号 ^{※2}
塩化メチル	年平均値 94μg/m ³ 以下	令和2年8月20日 環水大総発第2008201号
アセトアルデヒド	年平均値 120μg/m ³ 以下	

※1 指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。
 ※2 指針値との比較評価に当たっては、総紛じん中のマンガン（全マンガン）の大気中濃度測定値をもって代用して差し支えない。

○大気汚染防止法第23条第1項及び第2項に基づく緊急時の措置の発令要件 (政令第11条別表第5)

物質	一般緊急時		重大緊急時	
	濃度	継続時間	濃度	継続時間
硫黄酸化物	0.2ppm以上	3時間継続	0.5ppm以上	3時間継続
	0.3 "	2 "	0.7 "	2 "
	0.5 "			
	48時間平均値が0.15ppm以上			
浮遊粒子状物質	2.0mg/m ³ 以上	2時間継続	3.0mg/m ³ 以上	3時間継続
一酸化炭素	30ppm以上		50ppm以上	
二酸化窒素	0.5ppm以上		1ppm以上	
オキシダント	0.12ppm以上		0.4ppm以上	

(測定値はすべて1時間値)

○大気汚染防止法第21条に基づく要請基準 (昭和46年6月23日総・厚令2号)

自動車排ガスの種類	大気汚染濃度
一酸化炭素	一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値が100万分の10とする。